平成２６年（フ）第１７６３号
横浜市神奈川区三ツ沢南町21番18号　メゾン三ツ沢１―203号
債務者　松村　明孝
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　遥二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７６４号
横浜市神奈川区三ツ沢南町21番18号　メゾン三ツ沢１―203号
債務者　松村　明成
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　遥二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第７６号
群馬県みどり市大間々町大間々1361番地
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第７７号
群馬県桐生市相生町３丁目573番地　市営12号棟190号
債務者　青山　美波
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第８２号
群馬県桐生市西久方町１丁目６番２号
債務者　二渡　浩代
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第８４号
群馬県みどり市大間々町高津戸519番地12
債務者　新井　　博
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２９３号
石川県野々市市押野４丁目54番地　Ｔハイツ押野303号室、従前の住所金沢市押野１丁目508番地
債務者　小田　雅仁
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６９号
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉367番地　メゾンアルカンシェルＢ101、前住所岐阜県各務原市鵜沼東町７丁目77番地　シャトレ愛松鵜沼１205
債務者　古匠そのみ
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第７５号
岐阜県可児市今渡2262番地８、前住所岐阜県可児市下恵土4252番地　ピア・アルティア205
債務者　髙木　宗之
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２０５号
静岡県富士市国久保２丁目８番３号　レオパレスルミエール104号、前住所静岡県富士市吉原１丁目４番７号
債務者　増田　系子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１６３号
三重県津市森町1534番地
債務者　大家　鈴枝
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９６号
三重県桑名市大字坂井907番地９
債務者　桑原　茂也
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
三重県桑名市大字五反田1269番地１　グランデールヒルズ201号
債務者　松波小百合
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２１０号
三重県四日市市新正３丁目12番９号　イロハビルディング４Ｃ、前住所三重県三重郡菰野町大字千草6455番地３　菰野千草園
債務者　八田　智夫
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
三重県四日市市八田１丁目14番32号　ドエル・ウィステリア４Ａ
債務者　花井　直子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
三重県四日市市西伊倉町９番２―18号　市営
債務者　中村　千里（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成26年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係